

2019年度 市民活躍まちづくり事業 補助制度

元気な市民活動を！！

公益的な事業を！！



応援します！！！！



【募集期間】

平成31年4月5日（金）から平成31年5月29日（水）まで

【制度説明会】

日時：平成31年4月23日（火）午前10時～11時

会場：藤枝市役所西館5階大会議室

藤枝市では、市民活動の活性化を図り、よりよいまちづくりを推進するため、市民活躍まちづくり事業補助制度を実施しています。

この制度は、市民の自主的で公益的な市民活動を財政的に支援するものです。

活力あふれる地域社会を実現するために、先駆性や専門性など市民活動の持つ特性を活かし、市民ニーズに応じた多様で柔軟な事業を提案してください。

●問い合わせ先●

藤枝市役所 市民文化部 市民活動団体支援課

〒426-8722 藤枝市岡出山1-11-1

TEL：054-643-3274

FAX：054-643-3327

E-mail：siminkatsudo@city.fujieda.shizuoka.jp

目次

【前年度からの主な変更点】.....	3
【補助制度について】.....	3
1. 補助制度の対象となる団体	3
2. 補助制度の対象となる事業	3
3. 補助制度の種類及び補助金額	4
4. 補助対象となる経費	5
5. 補助対象となる期間	6
6. 応募方法.....	6
7. 制度説明会	7
8. 選考方法.....	7
9. 選考の視点	7
10. 選考結果の通知.....	8
11. 変更承認申請.....	8
12. 事業終了後の手続き	9
13. 事業報告会.....	9
14. 情報公開	9
【参考資料】.....	10
・市民活躍まちづくり事業補助制度に関する事務の流れ	10
・第5次藤枝市総合計画・後期基本計画分野別施策展開戦略	11
・前年度からの変更点及び追加事項(解説)	13

前年度からの主な変更点

- ①補助金の名称が変更になりました。(旧:まちづくり総合事業補助制度)
- ②補助の種類を全5種類に増やし、団体にあった補助を選べるようになりました。
 - 【旧】活動育成支援、活動推進支援、活動拡大支援
 - 【新】活動推進支援、活動拡大支援(再編)
高齢者活躍支援、女性活躍支援、クラウドファンディング支援(新設)

※変更の詳細につきましては、4ページ及び最終ページをご参照ください。

1. 補助制度の対象となる団体

次の(1)から(4)の全てに該当する団体が対象となります。

- (1)市内に事務所を置き、主として市内で市民活動を行っていること、又は今後市内で市民活動を行う計画があること。
- (2)代表者を含め5人以上の構成員で組織していること。
- (3)定款又は規約等を有し、責任者が明確であり、団体として独立した経理を行っていること。
- (4)政治活動、宗教活動、営利活動、特定の公職者(候補者を含む)若しくは政党を推薦、支持、反対する活動又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある活動を目的としないこと。

2. 補助制度の対象となる事業

補助の対象となる事業は、原則として藤枝市内で実施される事業のうち、次の各号のいずれかに該当する事業です。

- (1)市民が受益者となる公益的事業
- (2)地域課題の解決や住民ニーズの実現が図られる事業
- (3)第5次藤枝市総合計画・後期基本計画(P11参照)に沿って提案された事業
- (4)市民活動団体の特性を発揮し、先駆的で新たな視点からの取り組みである事業

●補助の対象とならない事業は、次に掲げる事業です。

- (1)団体又は特定の個人の利益を目的とした事業
- (2)構成員のみを対象とした共益的な事業
- (3)政治、宗教又は選挙活動を目的とする事業
- (4)暴力団若しくは暴力団員の統制下にある事業、暴力団の利益に資すると認められる事業
- (5)事業の実施を伴わず、施設等の建設又は整備のみを目的とする事業
- (6)藤枝市から当該事業に対する補助金を受けている事業(ただし、クラウドファンディング支援補助については、この限りではない。)

3. 補助制度の種類及び補助金額

(1)のステップ・ジャンプアップ区分(最大6回)と、(2)の高齢者・女性活躍区分(最大3回)をあわせて、最大9回(9年間)補助を受けることができます。

(両区分の補助が受けられる場合は、原則、高齢者・女性活躍区分が優先されます。)

(1)ステップ・ジャンプアップ区分

種 類	活動推進支援 (ステップアップ支援)	活動拡大支援 (ジャンプアップ支援)
対象団体	—	ステップアップ 活動推進支援をすでに3回受けた団体
対象事業 の内容	団体の自立を促進し、活動を軌道にのせる又は団体がこれまで行ってきた活動の発展を目的とした事業(※1)	これまでの活動の更なる拡充を図り、新たな要素を取り込む(※2)又は団体同士の連携に繋げることを目的とした事業
補助金額	<u>上限10万円</u> (対象経費の2/3以内)	<u>上限10万円</u> (対象経費の1/2以内)
回数	3回まで	3回まで

(※1):「活動の発展」とは、回数や実施地区の増加のほか、前回事業の分析からよりニーズに沿った内容を行うなど、内容の充実・深化を図った事業をいいます。

(※2):「新たな要素を取り込む」とは、今までにない新たな取り組みを事業に盛り込むことをいいます。

(2)高齢者・女性活躍区分(NEW!) ……①団体要件、②事業要件

種 類	高齢者活躍支援	女性活躍支援
対象団体・ 事業の内容 ※①②のい ずれか	①市内在住の65歳以上の構成員が5人以上かつ65歳以上の構成員が2/3以上所属する団体の事業(※3) ②高齢者の生涯活躍、自立した暮らしを応援する事業	①市内在住の女性の構成員が5人以上かつ女性の構成員が2/3以上所属する団体の事業(※3) ②女性の社会的活躍、仕事と子育ての両立を応援する事業
補助金額	<u>上限10万円</u> (対象経費の2/3以内)	<u>上限10万円</u> (対象経費の2/3以内)
回数	合計 3回まで	

(※3):市内在住の該当構成員が5人以上ならば、2/3条件に算入する構成員は市外在住でも構いません。

(3)クラウドファンディング区分(NEW!)

種 類	クラウドファンディング支援
対象団体	—
対象事業 の内容	クラウドファンディングにより資金調達を行う事業
補助金額	<u>上限10万円</u> (対象経費の2/3以内) ※対象経費は利用手数料
回数	制限なし ※ただし、同一事業の場合は1回を限度

4. 補助対象となる経費

対象となる経費は、事業を実施するために直接必要とする経費のみとし、以下の区分によります。(○:対象となる経費、△:使途に応じて対象となる経費)

※ただし、**団体の維持・運営に要する経費(事務所の家賃や光熱水費、事務局員の通常業務に係る人件費、慰労会費、関係団体への会費など)は対象とはなりません。**

※クラウドファンディング支援の場合、以下に関わらず、「利用手数料」が補助対象経費となります。

経費項目		補助対象となる経費の例
1. 賃金	△	補助対象のイベント等のために臨時で雇うアルバイトスタッフ等への賃金、補助対象事業に限り雇用する団体構成員以外の者への臨時雇い賃金 ※団体の構成員に対する賃金は対象外
2. 報償費	△	外部講師や指導者への謝金、記念品、事業関係者へのお礼品等 ※団体の構成員に対する謝礼等は対象外
3. 旅費	○	講師や事業に関わる者の交通費や宿泊費の実費等
4. 需用費	△	会議資料等の用紙代・プリンターインク代・事務用品等の消耗品費、コピー機の利用料や業者に発注する印刷代等の印刷製本費、塗料や木材など事業に必要な原材料費、外部講師に対する弁当などの食糧費 ※団体の構成員に対する食糧費は対象外
5. 役務費	△	切手代・郵便代・物品宅配料等などの通信運搬費、構成員やイベント来場者に対する保険料等 ※インターネットの利用料、電話料は対象外
6. 使用料及び賃借料	○	会議室や機材の使用料、レンタカーやバスの借り上げ料等
7. 備品購入費	△	事業実施に必要不可欠な備品で、管理責任者を明確にしたもの ※ 単価が 30,000 円以上で、数年に渡り使用・保存ができる物品 ※ 備品購入費として計上できる金額は、補助金額の 1/2 未満

①以下の経費の計上にあつては、見積書の添付が必要です。

- ・印刷製本費(印刷業者へ発注するポスター等)
- ・備品購入費(購入予定の物品の見積書)
- ・その他金額確認が必要な経費

②対象経費の適正な支出を確認するため、事業に係る出納簿と領収書等を確認します。

(領収書・レシートは、実績報告時に必要になります。必ず保管しておいてください。)

(領収書等を確認するのは、補助対象となる事業費分のみです。)

※実施手続:藤枝市補助金等交付規則(平成 17 年藤枝市規則第2号)及び藤枝市市民活躍まちづくり事業補助金交付要綱に基づく補助金申請

【補助事業の解説】

「補助事業」とは、一般的に、特定の事業や研究等を育成、助長するために、公益上必要があると認められた場合に、市民活動団体側からの対価なく市が金銭的支援を行う手法です。

- ①補助事業では、実施主体は補助先の市民活動団体であり、事業の成果は団体側に帰属します。そのため、団体が「主催者」となり、市は「管理者・監督者」となります。
- ②補助事業では、一般的に団体の管理費などを含む組織運営全般を支援する補助と地域課題の解決のために行う事業に対する補助があります。
本制度では、後者の補助(=事業費補助)を意味します。

5. 補助対象となる期間

平成31年4月1日から翌3月31日までの1年間に実施される事業が対象です。

**※応募時の段階で、すでに開始している事業も対象となります。
ただし、補助金の交付決定日までに完了する事業は対象になりません。**

6. 応募方法

次の書類に必要事項を記入の上、直接窓口に提出して下さい。(郵送不可)

※同じ団体が複数の事業で応募することはできません。

【提出書類】

- (1)藤枝市市民活躍まちづくり事業企画書(第1号応募様式)
- (2)市民活動団体概要書(第1-1号応募様式)
- (3)事業計画書(第2号様式)
- (4)収支予算書(第3号様式)
- (5)構成員名簿(第4号応募様式)
- (6)定款又は規約、会則その他これらに準ずるもの
- (7)クラウドファンディング支援補助詳細書(申請) ※クラウドファンディング支援希望団体のみ

※(1)から(5)、(7)の様式は、市のホームページからもダウンロードできます。

藤枝市ホームページアドレス <http://www.city.fujieda.shizuoka.jp/>

(ホーム⇒文化・スポーツ⇒市民活動・市政参加⇒市民活躍まちづくり事業補助金)

【募集期間・応募先】

1. 募集期間:平成31年4月5日(金)から平成31年5月29日(水)まで
2. 提出先:藤枝市役所東館4階 市民文化部 市民活動団体支援課
3. 受付時間:平日の午前8時30分から午後5時15分まで(土、日、祝日を除く)

※ 上記時間内にお越しただけの方は、ご相談下さい。

7. 制度説明会

下記の日程で制度説明会を開催します。

申請を検討中の団体の皆様のご参加をお待ちしております。

1. 日 時:平成31年4月23日(火)午前10時～11時
2. 会 場:藤枝市役所西館5階大会議室(藤枝市岡出山1-11-1)
3. 内 容:制度概要、前年度との変更点、応募申請書の書き方など

※書類の書き方など個別のご相談は、市民活動団体支援課でも受け付けます。

8. 選考方法

補助金を交付する事業は、書類審査の後、市民と市職員で構成する審査会で審議し、市長が決定します。

(1)書類審査

対象団体及び対象事業の適格性を審査します。

(2)公開プレゼンテーションの実施

応募団体による公開プレゼンテーションを実施します。

(申請書類及びプレゼンテーションの内容を審査会が総合的に評価します。)

公開プレゼンテーションは、応募団体以外の方も参観できます。

公開プレゼンテーション開催日 :平成31年6月23日(日)午前9時～(予定)

※公開プレゼンテーションの時間は、発表及び質疑応答を含めて1団体あたり15分以内です。

〔 応募多数の場合には、持ち時間が短くなったり、発表が午後になる可能性があります。 〕
〔 詳しくは応募締め切り後、各団体に通知します。 〕

(3)補助金対象事業の決定

審査会の結果(事業及び補助金交付額の評価結果)を市長に報告し、予算の範囲内で市長が決定します。

※審査に公正を期すため、審査会の委員本人が所属している団体が応募した場合、その委員は審査に加わらないこととします。

9. 選考の視点

応募された事業については、次の視点から、審査会が評価します。

(1)公益性

地域への貢献度が高く、事業の成果が、より多くの市民の利益となるものであるか。

(2)独自性・先駆性

市民活動団体ならではの柔軟な発想や行政ではできない要素が生かされているか。また、こ

れまでに無い(少ない)新しい取り組みであるか。新たな視点、発想から提案されたものであるか。

(3)地域貢献性

事業が地域の課題やニーズを的確に捉え、その解決・実現に向けたものであるか。

(4)継続性

将来的に自立した団体・事業として継続的な展望が見込めるか。自己努力による資金確保に努めているか。

(5)発展性

補助金を受けることで、団体や事業の発展が期待できるか。

(6)実現性

実行可能な方法・スケジュール・予算で事業計画が立案されているか。

(7)費用妥当性

対象経費の内容及び算出、補助金の申請額は妥当であるか。

10. 選考結果の通知

1. 選考の結果は、応募団体に通知するとともに、藤枝市ホームページで公表します。
 2. 補助金の対象事業に選考された団体は、藤枝市市民活躍まちづくり事業補助金交付要綱に基づき交付申請書を提出して下さい。この申請に基づき補助金の交付を決定します。
- ※ 藤枝市市民活躍まちづくり事業補助金交付申請書などの必要書類は、選考結果の通知と併せてお渡します。

11. 変更承認申請

交付決定後、事業の実施にあたり、以下の場合には変更承認申請が必要になります。

①事業の実施内容に変更がある場合

②補助金額に変更が生じる場合

③「補助対象経費の総額の20パーセントを超える変更」が生じる場合

④「補助対象経費を構成する費目の額の20パーセントを超える変更」が生じる場合

※変更が生じる場合や、変更要件に該当するのかわからない場合は、早目にご相談ください。

※変更が生じるのは、③④の場合がほとんどです。適切に会計管理を行い、変更は速やかにお願います。

【提出書類】

(1)事業計画変更承認申請書(第6号様式)※変更理由を明記

(2)変更事業計画書(第2号様式)※申請時の内容に変更箇所を加筆・修正したもの

(3)変更収支予算書(第7号様式)

変更が生じないように、収支予算書を作成する際は、事業計画に沿って積算して作成をお願いします。

12. 事業終了後の手続き

事業終了後30日以内又は平成32年4月10日のいずれか早い日までに、藤枝市市民活躍まちづくり事業補助金交付要綱に基づき実績報告書に事業の内容・成果等が分かるものと収支決算書及び出納簿、領収書のコピーを提出して下さい。

(4月10日の場合は必着)

※書類に不備があり、再提出となる場合が散見されます。

※差し戻しとなっても提出が間に合うよう、締切に余裕を持ってご提出ください。

※ 事業終了後の精算について

ご提出いただいた実績報告書に基づいて補助金額が確定されます。
その金額が、**事業内容の変更により交付決定を受けた金額より少ない場合は、その差額を速やかに返還していただくこととなります。**

13. 事業報告会

補助を受けた事業については、事業報告会で事業の成果を審査会委員及び市民の皆さんに発表していただきます。報告会時点で事業が完了していない団体につきましては、中間報告として発表をしていただきます。

事業報告会開催日：平成32年3月14日(土)8時30分～12時30分

※終了時間は、団体数によって前後する可能性があります。

14. 情報公開

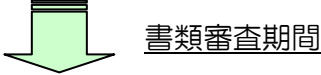
藤枝市市民活躍まちづくり事業補助制度への応募書類、実績報告書等は、補助金の公正性、透明性を高めるとともに、市民活動の推進のため、市民活動団体支援課において公表します。また、補助事業の内容、成果等については、市のホームページ等でも公表します。

企画書の書き方など、ご不明な点がある場合には、
お早めに市民活動団体支援課までご相談下さい。

市民活躍まちづくり事業補助制度に関する事務の流れ

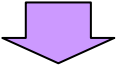
平成 31 年 4 月 5 日(金)
～5月 29 日(水)

補助事業企画書等の提出 (団体→市)



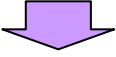
6 月 23 日(日)

公開プレゼンテーション・審査会



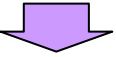
6 月下旬～7 月中旬

選考結果通知 (市→団体)



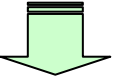
7 月下旬

補助金交付申請書の提出 (団体→市)



8 月上旬

交付決定通知書 (市→団体)



8 月中旬以降

補助金交付

実施金額に変更がある場合には、
計画変更承認申請の手続きが必要に
なる場合があります。※P8参照



事業終了後 30 日以内
又は平成 32 年 4 月 10 日
のいずれか早い日

実績報告書の提出 (団体→市)

平成 32 年 3 月(未定)

事業報告会での報告 (団体→市)

第5次藤枝市総合計画・後期基本計画分野別施策展開戦略

第1分野 生涯健康創造戦略

- 政策1 福祉支援の充実
- 政策2 障害者福祉の推進
- 政策3 高齢者への支援
- 政策4 健康づくりの推進
- 政策5 安心して受診できる医療体制の構築
- 政策6 子育て支援の充実

第2分野 教育・学習創造戦略

- 政策1 市民総がかりの教育環境整備
- 政策2 未来を生き抜く力の育成
- 政策3 だれでもどこでも学び合う環境整備

第3分野 環境行動創造戦略

- 政策1 資源循環の推進
- 政策2 地球温暖化の抑制
- 政策3 自然と共生した生活環境の推進

第4分野 安全快適創造戦略

- 政策1 危機管理体制の充実
- 政策2 魅力ある都市空間の創造
- 政策3 快適な住環境基盤の整備
- 政策4 円滑に移動できる交通体系の整備
- 政策5 花と緑あふれる交流空間の創出

第5分野 市民元気力創造戦略

- 政策1 人をつなぎ共に暮らす地域づくり促進
- 政策2 サッカーを核としたまちづくりの推進
- 政策3 スポーツの振興
- 政策4 文化の振興

第6分野 活力賑わい創造戦略

- 政策1 中小企業の成長を支える環境整備
- 政策2 企業立地の推進
- 政策3 商業の振興
- 政策4 観光まちづくりの推進
- 政策5 農林業の振興
- 政策6 中山間地域の移住・定住の促進

第7分野 都市経営創造戦略

- 政策1 市民目線による行政の推進
- 政策2 人材を活かす行政経営
- 政策3 つながり発展する都市連携の推進
- 政策4 「選ばれるまち」づくりの推進

◎応募書類(下線の書類は、本申請時と共通)

- (1) 藤枝市市民活躍まちづくり事業企画書(第1号応募様式)
- (2) 市民活動団体概要書(第1-1号応募様式)
- (3) 事業計画書(第2号様式)
- (4) 収支予算書(第3号様式)
- (5) 構成員名簿(第4号応募様式)
- (6) 定款又は規約、会則その他これらに準ずるもの

前年度からの変更点及び追加事項（解説）

《はじめに》

わかりづらく・複雑に感じるかもしれませんが、提出する書類はほとんど変わりません。補助の種類が増え、補助をより多い回数・よりいい条件で受けるチャンスが増えました！（4 ページの「3. 補助制度の種類及び補助金額」と併せてご覧ください。）

補助の区分を再編&追加！

《どう変更したの？》

新たな補助を作り、高齢者や女性の活躍やクラウドファンディングを応援！（全 5 つの区分）

《変更してどうなったの？》

・高齢者や女性が中心の団体・高齢者や女性のための事業を行う団体を支援。

⇒補助が受けやすくなりました。

⇒今までの「補助上限 6 回」が、補助の組み合わせにより「補助上限 9 回」に！

・今までの活動育成(スタート)支援・活動推進(ステップアップ)支援・活動拡大(ジャンプアップ)支援を 2 つに再編し、それぞれの条件を緩和しました。

⇒これまで、活動拡大(ジャンプアップ)支援への挑戦が難しかった団体も受けやすくなりました。

《再編部分の詳細説明》

【従来制度】

種 類	① <small>スタート</small> 活動育成支援	② <small>ステップアップ</small> 活動推進支援	③ <small>ジャンプアップ</small> 活動拡大支援
対象事業の要件	・団体の自立を促進 ・活動を軌道にのせる	・活動の拡充又は発展	・新たな活動の範囲の拡大 ・団体同士の連携
補助金額	上限額：5 万円	上限額：10 万円	上限額：10 万円
補助率	2/3 以内	2/3 以内	補助率：1/2 以内
回 数	通算 3 回まで（①は 1 回まで）		3 回まで
	通算 6 回まで		

①と②の要素を合わせ①に再編

②と③の要素を合わせ②に再編

【新制度】

種 類	① <small>ステップアップ</small> 活動推進支援【再編】	② <small>ジャンプアップ</small> 活動拡大支援【再編】
対象事業の要件	・団体の自立を促進 ・活動を軌道にのせる ・活動の発展	・新たな要素を取り込む ・団体同士の連携
補助金額	上限額：10 万円	上限額：10 万円
補助率	補助率：2/3 以内	補助率：2/3 以内
回 数	3 回まで	3 回まで

※今までの事業に新しい取り組みや要素を盛り込むことで、全く新しい新規事業でなくても、活動拡大支援を受けられるようになりました。